

神石高原町立三和小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 三和小の基本認識

上記の考え方のもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起これりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにこの「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

いじめ防止のための基本姿勢としては次の5点を掲げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめの防止のための基本的な取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

教科や道徳の時間には内容に応じて、命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」との認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導していく。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担することにつながることも理解させていく。

具体的には

(1) いじめを許さない、見逃さない環境づくりに努める。

- ① 児童会より「いじめをなくすアピール」などを提起し、全児童にいじめをなくす意識を高めていく。

- ② 相手の名前を呼び捨てにせず「〇〇君」「〇〇さん」と一人一人の人格を尊重する雰囲気をつくりあげていく。
 - ③ 相手を不快にするあだ名で呼ばないことを道徳や学級での話し合いなどを通して、繰り返し指導していく。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・教師の一方通行的な授業や注入型授業ではなく、子どもたちが活躍する授業スタイルを確立する。
 - ② 自己表現力の育成
 - ・学級での話し合いだけでなく、全校での朝会や集会などでも、自分の思いや考えをしっかりと表現できるようにしていく。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、次のような手段を講じる。
- ① 児童や保護者対象の「いじめアンケート」を学期に1回、計年3回行い、いじめの状況を把握する。(6月、11月、2月)
アンケートをもとに個人面談を行い、詳しく把握し、解決への対応を図る。
 - ② アンケートで把握した事象の内、軽微なものについては早急に担任の方で対応する。深刻ないじめについては、その後に設定された会議において教職員全員で交流し、解決策や指導方針を立てて取り組む。
 - ③ いじめ相談窓口を開設し、児童が気軽に相談できる体制をつくる。
 - ④ 生活保健安全部でも、いじめの対応についての最新情報を取り寄せ、起案し、全教職員の研修を行う。
- (2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題の解決にあたる。
- ① いじめの問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる児童に対しても、いじめているのと同様であることを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている児童の心のケアを図るために、養護教諭やスクールカウンセ

ラーやと連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭で話すことができないような状況も考えられるので、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口が利用できることを周知する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 「生徒指導上の諸問題交流会」
「いじめアンケート」の結果などをもとに学期に1回行う。全教職員でいじめをはじめとし、問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報の交換、及びこれから指導方針について話し合いを行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」
いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・家庭とは日ごろから連絡を密に、児童にいじめによる異変が起こり、家庭でそれに気づいた場合、保護者から直接担任に話してもらえる関係をつくっておく。
- ・当該児童の保護者と関係の保護者とだけでは解決が困難な場合、民生児童委員や駐在所、社会福祉協議会、公民館などとも連携し意見交換をはかり問題の解決にあたる。

5 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これらの重大事態については、4(1)②の「いじめ防止対策委員会」を中心とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処とともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合 等)
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会が重大事態と判断した場合は、神石高原町教育委員会に報告とともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

重大事態調査の目的は、重大事態に対処するとともに当該重大事態と同種の事態発生防止に資するためにある。よって、重大事態調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることであるから、重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の提言等の視点が重要である。また、平時からいじめ防止委員会を中心とした学校組織としてのいじめの未然防止を進め、重大事態の発生等を防ぐ取組を町教育委員会と連携し行うとともに、重大事態発生時には、学校と町教育委員会は十分に連携を取り、必要な対応を実施していくことが大切である。

事案によっては、犯罪行為として取り扱われるべきいじめであることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合も考えられる。その時は直ちに警察へ援助を求め、連携して対応することが必要である。

児童や保護者から申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして、調査や報告等にあたるものとする。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合は、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起りえない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

重大事態調査を第三者が調査すべきケースとしては、自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の学校等へ不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要のある場合が挙げられる。その場合の第三者としては、弁護士や警察OB等、事実認定に長けた外部の専門家が考えられる。

ア 問題解決への対応

(ア) 情報の収集と事実の整理・確認（情報集約及び記録担当者の特定）

調査項目としては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関

係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどであり、事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものとする。

また、聴取に際しては自由に話させる、聴取を行う者の主觀で発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問（二者択一等でなく回答内容が児童に委ねられるような質問）をするなどの点に留意する。ただし、必要に応じ、ある行為をしたか否かを具体的に問うといった方法を探ることも検討する。

- (イ) 重大事態対応プロジェクトチームの編成
 - (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
 - (エ) PTA 役員との連携
 - (オ) 関係児童（被害児童及び加害児童）への指導及び関係保護者への対応
被害児童と加害児童、及びその保護者には調査目的や調査・報告の進め方等について予め事前に説明し、共通理解を図りながら取組を進める。
 - (カ) 全校児童への指導
- イ 説明責任の実行
- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
 - (イ) 調査報告書による町教育委員会への報告

報告事項の例

1. 対象児童（学校名）（学年・学級・性別）（氏名）
2. 対象児童の状況（いじめの概要）
3. 重大事態に該当すると判断した根拠
4. 調査の概要（調査期間）（調査組織及び構成員）（調査方法）
5. 調査内容（行為Aについて）（行為Bについて）（行為Cについて）
関係児童（被害児童及び加害児童等）や教職員、関係保護者等からの聴取に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載する。
(その他「家庭環境」)
(調査結果のまとめ「いじめに当たるかの判断や調査組織の所見等」)
6. 今後の対応・支援方策
7. 今後のいじめに関する校長の所見

- (ウ) 全校保護者への対応
 - (エ) マスコミへの対応
- ウ 再発防止への取組
- (ア) 教育委員会と連携し、外部有識者を招聘し、再発防止への取組について助言を得る。
 - (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
 - (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
 - (エ) 改善策の実施

（3）再調査

町教育委員会が再調査の必要があると判断した場合は、重大事態対応プロジェクトチームによる再調査を実施する。

更に再調査後、町長が必要と判断した場合は、町教育委員会との連携の下、町長の付属機関による調査・審議を行ったり、県教育委員会の「広島県いじめ問題調査委員会」による再調査を要請したりする。

6 取組の検証と実施計画等の見直しについて

いじめ防止委員会において、各学期末にいじめ防止に係る取組の振り返りを行い、必要に応じて実施計画の見直しを行う。